

**残業時間は
正しく申請し
サービス残業を
なくしましょう**



全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイピーイム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL.:03-3583-9037
FAX.:03-5562-0853

定価 月 500円

裁量労働制は一日8時間労働の原則を崩すため導入するには一定の要件が必要です。ところが法律要件を満たさない裁量労働制が導入され、サービス残業の温床となる問題が発生しています。そのような中、7月下旬に、中央労働基準監督署(以下労基署)が、日本IBMの裁量労働制の適用は不適切であるとの容疑で、本社・STH部門に立ち入り、アンケート調査を行ないました。

法律では、裁量労働制について「業務の性質上、その遂行、時間配分などに配分などに関する指示をせず実際の労働時間数とは係りなく、労使の合意で定めています。この定義に沿った労働時間数を働いたものとみなす制度」と定義しています。この定義によれば、業務は依頼者(提案チーク)と連絡をとりながら

業務は依頼者(提案チーク)と連絡をとりながら、それを対してSTHの量勤務の原則第2条、そのため、STH所属の組員2名が労基署にいたります。(就業規則)裁

引き起こす懸念

過労死・うつ病を
引き起こす懸念

本人が裁量労働制の適用を受けている場合、基準に照らして妥当なのか検証が必要です。なぜ問

題視するのかというと、制度の内容も知らず、自覚のない社員が少なくない中で、プロジェクトなどで残業代経費を削減するために、裁量の余地のない勤務の社員に裁量労働制を適用しているケン



このことは、時間外勤務手当(深夜・休日勤務手当)を請求する場合だけではなく、長時間労働による過労死やうつ病などを引き起こすなど由々しき問題となっているからです。会社は、毎年、社員にコンプライアンスに関する教育を徹底しているにもかかわらず、自らが、今回のケースについて労基署に疑義をもたれないかかもしれない、と言ったところです。

日本IBMでは、労働基準法(第38条の3)の専門業務型を採用しており、「裁量勤務制度」と称し専門的業務に従事する労働者については、仕事の仕方や時間の配分等を使用者が具体的に指示するのではなく、労働者本

I BMの裁量労働制にメス 労基署の調査が入る

にかけて、会社が募集中の岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加しました。活動を通じて、昔の新人研修で習った「THINK」の意味を考えようになりました。

7月18日から7月22日まで、震災ボランティアに参加してきました。震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加しました。活動を通じて、昔の新人研修で習った「THINK」の意味を考えようになりました。

大阪南港事業所 沖本昭広



被災地での沖本昭広さん
にかかる考へる。
今の世の中、
考へているよう
で、見て見ぬふ
りをしている事
が多いと思いま
せんか。

参加者はIBM社員延べ100人で、4班に分かれての活動でした。私が参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。

大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

震災直後に火災が発生した岩手県大槌町支援ボランティア活動に参加した班は最終組で7月18日朝に本社出発、7月22日朝に本社に戻るスケジュール。実質現地での活動は7月19日から3日間でした。大槌町は、今回の大震災で被害が大きく有名になりましたが、もともとはこれといってあまり知らない三陸沿岸の人々1万5千人の小さな町です。

★本紙掲載記事の無断掲載・複写を禁じます。

歴史の検証に耐えうる公明正大な判断を!



「退職強要・人権侵害裁判」 結審

木村團長は、「会社から受けた精神的、経済的被害は筆舌に尽くし難いほど大きいもの」と病気になるほどのかゆみを訴えました。そして、本事件が「会社が組織ぐるみで行った人員削減施策の過程で発生した、組合員に対する退職強要と人権侵害」であるほどのかゆみを訴えました。そこで、本事件が検証に耐える、公明正大な判断をしていたただきたいと、切に望みます」と訴えました。

京地方裁判所619号
法廷で言渡されます。
判決は12月16日、東京地
方裁判所619号

大な判断をしていたただ
きたいと、切に望みます」と
訴えました。
「今後50年、100年とい
う歴史の検証に耐える、公明
正大な判断をしていたただ
きたいと、切に望みます」と
訴えました。

原告代表 木村剛さんの最終意見陳述

木裁判は組織ぐるみの
人権侵害を問うものである

2008年10月～12月に行われたリソースアクションプログラムで、退職強要・人権侵害を受けたとして、2009年5月に4人（1人は追加）が日本アイ・ビー・エム（株）を提訴した裁判で8月26日に結審を迎え、原告を代表して木村剛原告団長が最終意見陳述を行いました。

木村團長は、「会社から受けた精神的、経済的被害は筆舌に尽くし難いほど大きいもの」と病気になるほどのかゆみを訴えました。そして、本事件が「会社が組織ぐるみで行った人員削減施策の過程で発生した、組合員に対する退職強要と人権侵害」であるほどのかゆみを訴えました。そこで、本事件が「会社が組織ぐるみで行った人員削減施策の過程で発生した、組合員に対する退職強要と人権侵害」であるほどのかゆみを訴えました。木村團長は、このように、公明正大な判断をしていたただきたいと、切に望みます」と訴えました。

原告代表 木村剛さん

平成21年(ワ)第17789号損害賠償請求事件
原告 木村 剛 外3名
被告 日本アイビーイム株

平成23年8月26日

最終意見陳述

原告代表 木村 剛

2008年10月以降に被告日本アイビーイム株式会社が実施したRA（リソース・アクション・プログラム）では、被告の証言では1300人強、原告らが主張するJMU（全日本金属情報機器労働組合）日本アイビーイム支部推定で約1500人の正社員が自己都合退職に追い込まれました。全社一丸となって実施されたこの大規模な社員削減施策の過程で、私たち原告4名を含む多くの社員が、意思に反する執拗な圧力をかけられました。その多くが被告による圧倒的な業務権限を濫用した強力な圧力を抗うことことができず、退職していくました。形の上では「自己都合退職」ではあっても、実質は「整理解雇」でした。

私たち原告4名は、組合の支援を頼み、なんとか踏みとどまつたものの、被告から受けた精神的、経済的被害は筆舌に尽くし難いほど大きいものでした。

2008年10月28日の最初の退職勧奨の面談以降、私は一貫して退職の意思が無いことを、繰り返し表明し続けました。そのような私に対して、会社側の管理職たちは、「あなたは会社に貢献していない」とか「あなたの業績は低い」などと一方的に決め付け、長年会社のために観察努力した私の取りをズタズタに切り裂きました。

さらに会社は「あなたの業務態度は悪く、多くの苦情が来ている」などと言いかがりをつけ、「年末の評価は低く、賞与は減額される」、「改善が見られなければ格下げもありうる」となど脅迫していました。

一人で戦うことの限界を感じて組合の支援を仰いだ後も会社の攻撃は止まず、「あなたの今後のキャリアについて話し合うため」と称して法務担当執行役員との面談を仕掛けてきました。「業務の一環」で行うものであり、断ると「解雇を含む处分がありえる」とまで恐喝し、私に対する圧力はますますエスカレートしていました。

これらの圧力により受けた恐怖はかつて経験したことの無い、強いものでした。

2006年年初に受けた別のバハラにより発症した鬱病の投薬治療中であり、2008年秋はようやく病状が快方に向かいつつあった時でしたが、このような強烈な圧力により病状は一気に悪化し、結果的に治療期間が大幅に長引きました。

2008年10月～12月に行われたリソースアクションプログラムで、退職強要・人権侵害を受けたとして、2009年5月に4人（1人は追加）が日本アイ・ビー・エム（株）を提訴した裁判で8月26日に結審を迎え、原告を代表して木村剛原告団長が最終意見陳述を行いました。

木裁判は組織ぐるみの
人権侵害を
問うものである

このような、会社による退職への圧力は、組合がマスコミに対して行った記者会見で、私が実名出し、顔を出して世間に訴えるまで、延々と続いたのでした。他の原告も、細かい筋緒は異なっても、いずれも同程度あるいはそれ以上の強烈な圧力を会社からかけられました。

このような強烈な圧力は、退職勧奨として許容される程度を大きく逸脱したものであり、違法な退職奨励であって、私たち原告は人権を侵害されたと認識しています。

原告が属する組合、JMU日本IBM支部は会社との団体交渉において繰り返して退職強要を止めよう要求しましたが、被告会社は聞く耳をもたず、「裁判の判断を待つ」とまで言い切りました。私たち原告は、団体交渉による解決を諦め、組合の支援の元、提訴して被告の違法性を訴えるに至ったわけです。

本件は、決して原告4名と会社との間の個別紛争ではありません。被告会社が組織ぐるみで行った人員削減施策の過程で発生した、組合員に対する退職強要と人権侵害の非を問う

ものであり、組合との労使関係に関わる、集団的労働民事紛争である」と述べました。

そこで、組合と労使関係に関する問題を解決するための最終意見陳述を行いました。

3回に分けて実施された証人尋問で、4名の原告と、その属する組合の委員長の5名は、被告会社が行ったRAプログラムで経験した実態を、直正に、何ら脚色することなく、ありのまま証言しました。

一方、会社側の証人たちは、「（1）都合の悪いことは、忘れた、あるいはわからない」と言い述べ、「（2）原告が言ったことを「聞かなかった」と言い、「（3）原告が言ひ知らないことを「言った」という、虚偽の証言に終始しました。

「ありのままを述べて、裁判所の判断を仰ぐ」という裁判の基本を踏みにじる、卑怯な態度で終始したことは、とても許せるものではありません。

このような、会社側の証人たちは「眞実を語らない」態度自身が、「退職強要はしていない」という被告の主張そのものを自ら否定していると言わざるをえません。

私、木村 剛は原告を代表して、裁判所に対して以下を強く主張し、要望します。

1. あらゆる裁判の結果は、「社会正義」を実現するものではなくてはなりません。
2. 本件は、社会的にも広く注目を集めています。大量解雇・分限免職など、企業や組織による乱暴な解雇・人員削減が横行しているなかで、同列に位置づけられた紛争です。本件の結果は、企業・組織で働く労働者の労働環境に強い影響を及ぼします。
3. 以上の諸点に鑑み、今後50年、100年という歴史の検証に耐える、公明正大な判断をしていただきたいと、切に望みます。

以上

このように、公明正大な判断をしていたただきたいと、切に望みます」と訴えました。

「今後50年、100年とい
う歴史の検証に耐える、公明
正大な判断をしていたただ
きたいと、切に望みます」と
訴えました。

原告代表 木村剛さん

平成21年(ワ)第17789号損害賠償請求事件

原告 木村 剛 外3名

被告 日本アイビーイム株

平成23年8月26日

最終意見陳述

原告代表 木村 剛

2008年10月以降に被告日本アイビーイム株式会社が実施したRA（リソース・アクション・プログラム）では、被告の証言では1300人強、原告らが主張するJMU（全日本金属情報機器労働組合）日本アイビーイム支部推定で約1500人の正社員が自己都合退職に追い込まれました。全社一丸となって実施されたこの大規模な社員削減施策の過程で、私たち原告4名を含む多くの社員が、意思に反する執拗な圧力をかけられました。その多くが被告による圧倒的な業務権限を濫用した強力な圧力を抗ることができず、退職していくました。形の上では「自己都合退職」ではあっても、実質は「整理解雇」でした。

私たち原告4名は、組合の支援を頼み、なんとか踏みとどまつたものの、被告から受けた精神的、経済的被害は筆舌に尽くし難いほど大きいものでした。

2008年10月28日の最初の退職勧奨の面談以降、私は一貫して退職の意思が無いことを、繰り返し表明し続けました。そのような私に対して、会社側の管理職たちは、「あなたは会社に貢献していない」とか「あなたの業績は低い」などと一方的に決め付け、長年会社のために観察努力した私の取りをズタズタに切り裂きました。

このように、会社による退職への圧力は、組合がマスコミに対して行った記者会見で、私が実名出し、顔を出して世間に訴えるまで、延々と続いたのでした。他の原告も、細かい筋緒は異なっても、いずれも同程度あるいはそれ以上の強烈な圧力を会社からかけられました。

このような強烈な圧力は、退職勧奨として許容される程度を大きく逸脱したものであり、違法な退職奨励であって、私たち原告は人権を侵害されたと認識しています。

原告が属する組合、JMU日本IBM支部は会社との団体交渉において繰り返して退職強要を止めよう要求しましたが、被告会社は聞く耳をもたず、「裁判の判断を待つ」とまで言い切りました。私たち原告は、団体交渉による解決を諦め、組合の支援の元、提訴して被告の違法性を訴えるに至ったわけです。

本件は、決して原告4名と会社との間の個別紛争ではありません。被告会社が組織ぐるみで行った人員削減施策の過程で発生した、組合員に対する退職強要と人権侵害の非を問う

ものであり、組合との労使関係に関わる、集団的労働民事紛争である」と述べました。

そこで、組合と労使関係に関する問題を解決するための最終意見陳述を行いました。

3回に分けて実施された証人尋問で、4名の原告と、その属する組合の委員長の5名は、被告会社が行ったRAプログラムで経験した実態を、直正に、何ら脚色することなく、ありのまま証言しました。

一方、会社側の証人たちは、「（1）都合の悪いことは、忘れた、あるいはわからない」と言い述べ、「（2）原告が言ったことを「聞かなかった」と言い、「（3）原告が言ひ知らないことを「言った」という、虚偽の証言に終始しました。

「ありのままを述べて、裁判所の判断を仰ぐ」という裁判の基本を踏みにじる、卑怯な態度で終始したことは、とても許せるものではありません。

このような、会社側の証人たちは「眞実を語らない」態度自身が、「退職強要はしていない」という被告の主張そのものを自ら否定していると言わざるをえません。

私、木村 剛は原告を代表して、裁判所に対して以下を強く主張し、要望します。

1. あらゆる裁判の結果は、「社会正義」を実現するものではなくてはなりません。
2. 本件は、社会的にも広く注目を集めています。大量解雇・分限免職など、企業や組織による乱暴な解雇・人員削減が横行しているなかで、同列に位置づけられた紛争です。本件の結果は、企業・組織で働く労働者の労働環境に強い影響を及ぼします。
3. 以上の諸点に鑑み、今後50年、100年という歴史の検証に耐える、公明正大な判断をしていただきたいと、切に望みます。

以上

永暮さんは2008年リーマンショックによるプロジェクト終了以降プロジェクトにアサインされない状況が続きました。その間、永暮さんは仕事探し、アサインを探し、アサインを繰り返し求めました。しかし、ラインはほとんど稼働率になるアサインをしませんでした。

永暮さんは高校生以来のリーマンショックによるプロジェクト終了以降

下4人のお子さんがいて、家計を支えなくてはならず、当然強い労働意欲を持っています。また、ス

キルもあつて何事にも向きます。ラインは部下に仕事をアサインするという責任を、アサインすべき業務が存在するのに長い期間放棄しました。そ

の間、永暮さんは、仕事探し、アサインを探し、アサインを繰り返し求めました。しかし、ラインはほんの少しの間、アサインをされない状況が続きました。

永暮さんは高校生以来のリーマンショックによるプロジェクト終了以降

下4人のお子さんがいて、家計を支えなくてはならず、当然強い労働意欲を持っています。また、ス

キルもあつて何事にも向きます。ラインは部下に仕事をアサインするとい

う責任を、アサインすべき業務が存在するのに長い期間放棄しました。そ

の間、永暮さんは、仕事探し、アサインを探し、アサインを繰り返し求めました。しかし、ラインはほんの少しの間、アサインをされない状況が続きました。

永暮さんは高校生以来のリーマンショックによるプロジェクト終了以降

下4人のお子さんがいて、家計を支えなくてはならず、当然強い労働意欲を持っています。また、ス

キルもあつて何事にも向きます。ラインは部下に仕事をアサインするとい

う責任を、アサインすべき業務が存在するのに長い期間放棄しました。そ

の間、永暮さんは高校生以来のリーマンショックによるプロジェクト終了以降

下4人のお子さんがいて、家計を支えなくてはならず、当然強い労働意欲を持っています。また、